

議案第40号

室戸市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び室戸市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年3月22日提出

提出者	室戸市議会議員	町田又一
賛成者	〃	河本竜二
〃	〃	山本賢誓
〃	〃	竹中多津美
〃	〃	久保八太雄
〃	〃	田淵信量
〃	〃	竹中真智子
〃	〃	脇本健樹
〃	〃	堺喜久美
〃	〃	小椋利廣
〃	〃	濱口太作

室戸市議会議長 亀井賢夫 様

室戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

室戸市議会委員会条例（昭和43年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「財政課の所管に関する事項」を削り、同項第2号中「地域医療対策課」を「健康医療政策課」に、「福祉事務所の所管に関する事項」を「福祉事務所の所管に関する事項
こども子育て支援課の所管に関する事項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。